

西宮市助産施設入所取扱要綱

(助産施設)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)および西宮市助産施設および母子生活支援施設入所規則(昭和61年西宮市規則第78号)にもとづき、保健上必要でもあるにもかかわらず経済的理由により入院することができない西宮市在住の妊産婦を入所させて、出産、分娩をするための施設をいう。

(入所の資格)

第2条 助産施設に入所できる者は、児童福祉法による費用徴収規則別表第1の階層区分に応じ次に掲げる世帯に属する妊産婦とする。

(1) 階層AおよびBに属する世帯

(2) 階層Cに属する世帯にあっては、社会保険において、支給を受ける出産育児一時金等の額が488,000円未満のもの

(3) 階層Dに属する世帯にあっては、社会保険において、支給を受ける出産育児一時金等の額が488,000円未満、かつ市長が真にやむを得ない特別の理由があると認めるときで、当該年度(4月から6月までの間に入所した場合にあっては前年度)の市町村民税所得割の額が19,000円以下のものに限る。

(入所の期間)

第3条 助産施設入所期間は、原則として当日を含め7日以内とし、医師の決定によるものとする。

2 異常分娩の場合は、分娩の当日から医療保険制度により取り扱うものとする。

(費用の負担)

第4条 助産施設に入所した者は、児童福祉法による費用徴収別表第1に定める徴収額のほか分娩に伴う検診料を負担しなければならない。

(状況の報告)

第5条 助産施設の長は、助産施設の利用があったときは、すみやかに助産施設入所費用請求書明細書及び請求書を福祉事務所に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和44年9月18日より施行する。

この要綱は、昭和62年4月1日より施行する。

この要綱は、平成4年4月1日より施行する。

この要綱は、平成6年10月1日より施行する。

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

この要綱は、平成18年10月1日より施行する。

この要綱は、平成20年2月1日より施行する。

この要綱は、平成20年6月1日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年8月25日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。